



森 一 美

5月のゴールデンウィークも過ぎて、仕事も順調に進み出した6月には「労働保険料の申告の時期」（Ⅱ年度更新）がやってきます。初めて労働保険の申告書の作成を任せられた「協子ちゃん」。自宅で申告書作りの練習をしていると、監督署に勤務する「労太くん」がやってきました。少し話を聞いてみましょう。

（労太）「あれ、協子ちゃん、何してるの？」

（協子）「うん。もうすぐ労働保険の年度更新の時期でしょ。会社から初めて申告書の作成を任せられたから、試みに申告書を作ってみたのよ。意外と簡単だったわ」

「どれどれ、僕が内容をチェックしてあげよう。賃金のデータは会社から持ってきたのかい？」

「そんなわけないでしょ。会社のデータは持ち出し禁止よ。『賃金集計表』には、私が大まかに書き込んだの」

「そうなんだ。申告書は良く書けるけど、協子ちゃんの勤めてる会社って、飲食業だったよね？」

「そうよ。今は、人手不足でアルバイトの学生を集めるのが大変なのよ」

「そうらしいね。ところで、会社で労災事故は起こったことある？」

「あるわけないでしょ！私の会社は、仕事中の安全配慮を欠かしたことの無い優良な企業なんだから（エヘン！）」

「そうだね。だから、労災保険率が減額されてるんだ。ところで、協子ちゃんの会社の社員数はどれくらいなの？」

「正社員が90人ぐらいかな。それに、アルバイトとパート

タイムの人が300人くらいよ。それがどうしたの？ 話が申告書から外れてるんじゃない？」

「そんなことないよ。申告書の⑨欄『常時使用労働者数』が90人と書いてある。今年の保険料額は変わらないけど、来年、労災保険率が上がって大騒ぎになるかもよ」

「正社員の数を申告書に書いたんだけど。でも、どうしても人数が間違っていると大騒ぎになるの？」

「まず、『常時使用労働者数』は、正社員だけではなくてアルバイトとパートタイムの中から勤務時間によって常時使用労働者数に含める場合があるんだ。」

「それから、事故がなくて労災保険を使わないと保険料が減額されるんだけど、90人のままだと適用されないんだ。保険料が減額されるには、3年間連続して労働者数が100人以上か、もしくは労働者数が20人以上100人未満で、『労災保険率（非業務災害率を除く）×労働者数』が

0・4以上の事業場じゃないとダメなんだ」

「そうか！ 私の会社は今までアルバイトとパートタイムの人の中から、常時使用労働者に該当する人を入れて100人以上と申告していたから、90人と記載すると労災保険料を安くしてもらえなくなっちゃうんだ」

「サービスマの会社は事故が少なく、アルバイトやパートタイムの人が多いから、申告書の常時使用労働者数を記入するときは注意してほしいんだ。」

「よく、そう言われるんだ。」

## もしかして、労災保険料を払いすぎていませんか？

「よく、そう言われるんだ。」

「よく、そう言われるんだ。」

「よく、そう言われるんだ。」

「よく、そう言われるんだ。」